



2025 年 10 月 16 日

各 位

会 社 名 芦森工業株式会社
代 表 者 名 取締役社長 財津 裕真
(コード番号 3526 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 総務部長 堀田 雄嗣
(TEL. 06 - 6388 -1212)

(変更)「その他の関係会社である豊田合成株式会社による当社株券等に対する 公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の変更に関するお知らせ

当社が、2025 年 8 月 8 日付で公表いたしました「その他の関係会社である豊田合成株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(2025 年 8 月 12 日付で公表いたしました「(訂正)「その他の関係会社である豊田合成株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正について」、2025 年 9 月 8 日付で公表いたしました「(変更)「その他の関係会社である豊田合成株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の変更に関するお知らせ」及び 2025 年 9 月 24 日付で公表いたしました「(変更)「その他の関係会社である豊田合成株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の変更に関するお知らせ」による訂正又は変更を含み、以下「本プレスリリース」といいます。)につきまして、その内容の一部を変更すべき事項が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本プレスリリースの添付資料「芦森工業株式会社株券等(証券コード:3526)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」について、本日、豊田合成株式会社より「芦森工業株式会社株券等(証券コード:3526)に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」が公表されましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

豊田合成株式会社(以下「公開買付者」といいます。)が 2025 年 10 月 16 日に公表した「芦森工業株式会社株券等(証券コード:3526)に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、本日開催の取締役会において、公開買付者による当社の株券等を金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することに関して、買付予定数の下限を 2,308,100 株(所有割合:38.29%)から 1,800,100 株(所有割合:29.86%)に変更し、本買付条件変更に伴い、公開買付期間を法令上必要最低限の日数(10 営業日)で延長(55 営業日とすること)することを決定したと

のことです。

本条件変更を受けて、当社は、本日開催の取締役会において、本プレスリリースにおいて既にお知らせしております、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

そこで、本プレスリリースの内容の一部に変更すべき事項が生じたので、以下のとおり変更いたします。

2. 変更箇所

変更箇所につきましては下線を付しております。

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(変更前)

(1) 意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(変更後)

(1) 意見の内容

当社は、2025年8月8日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

その後、当社は、公開買付者が、本買付条件変更（下記「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において定義します。以下同じです。）を決定したことを受けて、2025年10月16日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

(変更前)

① 本公開買付けの概要

<前略>

公開買付者は、本公開買付けにおいて、2,308,100株（所有割合：38.29%）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わな

いとのことです。他方、上記のとおり、公開買付者は、当社株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行うとのことです。なお、買付予定数の下限は、潜在株式勘案後株式総数（6,027,638株）に係る議決権数（60,276個）に3分の2を乗じ、1未満に係る数を切り上げた数（40,184個）に当社の単元株式数（100株）を乗じた数（4,018,400株）から、公開買付者が本日現在所有する当社株式の数（1,703,500株）に係る議決権数（17,035個）及び譲渡制限付株式報酬として当社の取締役及び執行役員に付与された当社の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）のうち当社取締役が保有している株式数（合計：7,172株、所有割合：0.12%）に係る議決権数（68個）の合計（17,103個）に当社の単元株式数を乗じた数（1,710,300株）を控除した株式数（2,308,100株）（注1）として設定しているとのことです。これは、本取引において、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており、下記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の株式併合の手続を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が所有する議決権数及び本譲渡制限付株式のうち当社取締役が保有している株式数に係る議決権の合計が、当社の総株主の議決権数の3分の2以上となるようにするためとのことです。

＜後略＞

（変更後）

① 本公開買付けの概要

＜前略＞

公開買付者は、下記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、1,800,100株（所有割合：29.86%）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方、上記のとおり、公開買付者は、当社株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行うとのことです。なお、買付予定数の下限は、本公開買付けの開始時点において、潜在株式勘案後株式総数（6,027,638株）に係る議決権数（60,276個）に3分の2を乗じ、1未満に係る数を切り上げた数（40,184個）に当社の単元株式数（100株）を乗じた数（4,018,400株）から、公開買付者が本日現在所有する当社株式の数（1,703,500株）に係る議決権数（17,035個）及び譲渡制限付株式報酬として当社の取締役及び執行役員に付与された当社の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）のうち当社取締役が保有している株式数（合計：7,172株、所有割合：0.12%）に係る議決権数（68個）の合計（17,103個）に当社の単元株式数を乗じた数（1,710,300株）を控除した株式数（2,308,100株）（注1）として設定していたとのことです。これは、本取引において、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており、下記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の株式併合の手続を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第309条第2項に規定する株主総会にお

ける特別決議が要件とされることから、本取引を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が所有する議決権数及び本譲渡制限付株式のうち当社取締役が保有している株式数に係る議決権の合計が、当社の総株主の議決権数の3分の2以上となるようにするためとのことです。

＜後略＞

(変更前)

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

＜前略＞

その後、公開買付者は、2025年8月12日から、本公開買付けを開始いたしました。当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、慎重に検討した結果、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025年9月24日付で、本公開買付けにおける買付け等の期間を2025年10月16日まで延長し、公開買付け期間を合計45営業日とすることを決定したとのことです。なお、公開買付者としては、4,140円という本公開買付け価格は、対象者の価値を十分に反映しているものと考えており、当社の株主の皆様は当社普通株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていることから、本公開買付け価格の変更はしないとのことです。

(変更後)

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

＜前略＞

その後、公開買付者は、2025年8月12日から 2025年9月24日を公開買付け期間の最終日 (以下「当初公開買付け期間」といいます。) として、本公開買付けを開始いたしました。当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、慎重に検討した結果、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025年9月24日付で、本公開買付けにおける買付け等の期間を2025年10月16日まで延長し、公開買付け期間を合計45営業日とすることを決定したとのことです。なお、公開買付者としては、4,140円という本公開買付け価格は、当社の価値を十分に反映しているものと考えており、当社の株主の皆様は当社普通株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていることから、本公開買付け価格の変更はしない旨を公表したとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付けの公表後、一部の期間において当社株式の市場株価が本公開買付け価格(4,140円)を上回る水準で推移していたこと、そうであるにもかかわらず、当初公開買付け期間の最終日である2025年9月24日の午後3時30分時点の応募株券等の総数が買付け予定数の下限に近い水準である2,111,226株(所有割合:35.03%)。なお、公開買付者所有の当社株式数1,703,500株及び当社取締役が保有している本譲渡制限付株式に係る議決権数に当社の単元株式数を乗じた数である6,800株と合算した株式数は3,821,526株(所有割合:63.40%)とのことである。であり、多くの当社の株主より本公開買付けの趣旨にご賛同いただいていると考えたこと等を踏まえて、2025年10月初旬、当社株式の非公開化に支障が生じない範囲内において、本公開買付けの成立の確実性を高めることを目的として、買付け予定数の下限の引き下げの可能性についても検討したとのことです。

これらの検討を通じて、公開買付者は、本臨時株主総会(下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」の「②株式併合」において定義します。以下同じです。)において実際に行使される議決権数は不明であるものの、当社の過去3事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値が73.91%(2023年)であり、公開買付

者及び2025年9月30日時点で当社株式を1,137,000株（所有割合18.86%）所有する村上貴輝氏、株式会社MI2、株式会社MI5及び株式会社MI1（以下、これらを総称して「大量保有者グループ」といいます。）が本臨時株主総会においてその保有する当社株式に係る全議決権を行使すると仮定し、潜在株式勘案後株式総数に係る議決権数から公開買付者及び大量保有者グループが保有する議決権数を控除したその他一般株主の保有議決権数に対して、当社の過去3事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値である73.91%を乗じた議決権数に、公開買付者及び大量保有者グループが保有する議決権数を合算した議決権数に対して、株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率3分の2を乗じた数の議決権数が、本臨時株主総会において株式併合に係る議案が可決されるために必要な水準であると合理的に考えられ、かかる議決権数から公開買付者が保有する議決権数及び当社取締役が保有する譲渡制限付株式に係る議決権数を控除した議決権数に当社の単元株式数である100を乗じた数を本公開買付けの買付予定数の下限とすれば、本臨時株主総会において株式併合に係る議案が可決されない事態が生じる可能性を合理的に防ぎつつ、本公開買付けの成立の現実性を高めることが可能であると考えに至ったとのことです。

以上のような検討を経て、2025年10月6日、公開買付者は、当社及び本特別委員会に対して、上記の検討結果と合わせて、潜在株式勘案後株式総数（6,027,638株）に係る議決権数（60,276個）から公開買付者所有の当社株式数（1,703,500株、所有割合：28.26%）に係る議決権数（17,035個）及び大量保有者グループ所有の当社株式数（1,137,000株、所有割合：18.86%）に係る議決権数（11,370個）を控除したその他一般株主所有の当社株式に係る議決権数（31,871個）に対して、当社の過去3事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値である73.91%を乗じた議決権数（23,558個）に公開買付者保有議決権数（17,035個）及び大量保有者グループの保有議決権数（11,370個）を合算した議決権数（51,963個）に株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率3分の2を乗じた数の議決権数（34,642個）から公開買付者保有議決権数（17,035個）及び当社取締役が保有している譲渡制限付株式に係る議決権数（68個）を控除した議決権数（17,539個）に当社の単元株式数である100を乗じた数（1,753,900株、所有割合：29.10%）を買付予定数の下限としたい旨の提案を行ったとのことです。

その後、公開買付者において更なる検討をした結果、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が可決されない事態が生じる可能性をなお一層低減させるため、新たな買付予定数の下限の算定過程において、当社の過去3事業年度における定時株主総会ではなく、過去5事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値である76.09%（2022年）を参照することにしたとのことです。そして、2025年10月14日、公開買付者は、当社及び本特別委員会に対して、潜在株式勘案後株式総数（6,027,638株）に係る議決権数（60,276個）から公開買付者所有の当社株式数（1,703,500株、所有割合：28.26%）に係る議決権数（17,035個）及び大量保有者グループ所有の当社株式数（1,137,000株、所有割合：18.86%）に係る議決権数（11,370個）を控除したその他一般株主所有の当社株式に係る議決権数（31,871個）に対して、当社の過去5事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値である76.09%を乗じた議決権数（24,250個）に公開買付者保有議決権数（17,035個）及び大量保有者グループの保有議決権数（11,370個）を合算した議決権数（52,655個）に株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率3分の2を乗じた数の議決権数（35,104個）から公開買付者保有議決権数（17,035個）及び当社取締役が保有している譲渡制限付株式に係る議決権数（68個）を控除した議決権数（18,001個）に当社の単元株式数である100を乗じた数（1,800,100株、所有割合：29.86%）を新たな買付予定数の下限としたい旨の提案を行ったとのことです。

なお、当初公開買付期間の最終日である2025年9月24日の午後3時30分時点の本公開買付けに応募された株式数である2,111,226株（所有割合：35.03%）は、新たな買付予定数の下限である1,800,100株（所有割合：29.86%）を上回っているとのことです。

これに対して、2025 年 10 月 14 日、本特別委員会から、慎重な協議及び検討の結果、公開買付者が提案する買付予定数の下限の引き下げが行われた場合においても、本公開買付けに賛同する旨の意見並びに当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持する予定である旨の意向が示されたとのことです。

以上の検討・協議を経て、公開買付者は、2025 年 10 月 16 日付の取締役会において、買付予定数の下限を 2,308,100 株（所有割合：38.29%）から 1,800,100 株（所有割合：29.86%）に変更する（以下「本買付条件変更」といいます。）ことを決定したとのことです。また、公開買付者は、公開買付期間を 2025 年 8 月 12 日（火曜日）から 2025 年 10 月 16 日（木曜日）まで（45 営業日）と定めておりましたが、本買付条件変更を決定したことに伴う公開買付届出書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2025 年 10 月 16 日から起算して 10 営業日を経過した日に当たる 2025 年 10 月 30 日まで延長することとしたとのことです。なお、公開買付者としては、2025 年 10 月 16 日現在においても 4,140 円という本公開買付価格は、当社の価値を十分に反映しているものと考えており、当社の株主の皆様当社普通株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていることから、本公開買付価格の変更はないとのことです。

なお、本公開買付けにおいては買付予定数の下限を 1,800,100 株（所有割合：29.86%）と設定していることから、本公開買付けの成立後において公開買付者が実質的に所有する当社普通株式に係る議決権数が当社の総株主の総議決権数の 3 分の 2 を下回る可能性があり、その場合、本臨時株主総会において株式併合に係る議案が可決されない可能性があるとのことです。しかし、上記のとおり、公開買付者としては、その場合であっても、当社株式の非公開化を行う方針であるため、本公開買付けへの応募状況、当該時点における当社株主の所有状況・属性、当社株式の市場株価の動向も踏まえた上で、株式併合に係る議案が当社の株主総会において現実的に可決される水準に至るまで、実務上可能な限り速やかに、市場内外での買付け等を含めた公開買付者として合理的かつ実務的に可能な方法により当社株式を追加取得する方針とのことです。また、かかる追加取得に係る取得価格については、本公開買付価格（4,140 円）を上回る価格とすることは予定していないものの、本公開買付価格（4,140 円）と比較して、当該追加取得に応じて売却いただく当社普通株主にとって経済的に不利益と評価されることのない合理的な価格（当社が株式併合又は株式分割を実施する等、調整を要する事象が発生しない限り、本公開買付価格（4,140 円）と同額）とする方針とのことです。なお、追加取得について現時点で具体的に決定した事項はなく、また、追加取得後の当社の株主総会による株式併合に係る議案の可決までに要する期間については、当社普通株式の市場株価の動向等の影響を受けるため、現時点では確定的な時期を特定することは困難とのことです、具体的な見込み時期が判明しましたらその旨お知らせするとのことです。

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由
(変更前)

(iii) 判断内容

以上の経緯の下で、当社は、本日開催の当社取締役会において、シティニューワ法律事務所から受けた法的助言、大和証券から受けた財務的見地からの助言並びに 2025 年 8 月 7 日付で大和証券から提出を受けた当社株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。なお、当社は、本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と各本新株予約権の目的となる当社株式 1 株当たりの行使価額との差額に当該各新株予約権 1 個の目的となる株式数を乗じた金額とされ、本公開買付価格を基に決定されていることから、本新株予約権の価値について第三者算定機関から算定書を取得しておりません。）の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、並びに本公開買付

価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行いました。

＜中略＞

以上より、当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記当社取締役会における決議の方法は、下記「(6) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(変更後)

(iii) 判断内容

以上の経緯の下で、当社は、2025 年 8 月 8 日開催の当社取締役会において、シティユーワ法律事務所から受けた法的助言、大和証券から受けた財務的見地からの助言並びに 2025 年 8 月 7 日付で大和証券から提出を受けた当社株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。なお、当社は、本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と各本新株予約権の目的となる当社株式 1 株当たりの行使価額との差額に当該各新株予約権 1 個の目的となる株式数を乗じた金額とされ、本公開買付価格を基に決定されていることから、本新株予約権の価値について第三者算定機関から算定書を取得しておりません。）の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、並びに本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行いました。

＜中略＞

以上より、当社は、2025 年 8 月 8 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記当社取締役会における決議の方法は、下記「(6) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、公開買付者との間で本買付条件変更について協議を行い、2025 年 10 月 16 日開催の当社取締役会において、本買付条件変更について慎重に協議・検討を行い、本買付条件変更に関する本特別委員会の意見等を踏まえ、以下の点等から、本買付条件変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見並びに当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決定しました。

(ア) 本買付条件変更は本取引の目的に影響を与えるものではなく、2025 年 8 月 7 日以降、本取引が当社の企業価値の向上に資するかどうかの判断に重大な影響を与えるような事情も生じていないことから、本買付条件変更後も本取引の目的の正当性・合理性は認められるものであること

(イ) 本公開買付けの公表以降、当社株式の市場株価が 4,140 円を上回って推移している期間があるものの、本公開買付価格を 4,140 円とすることは引き続き合理性が認め

られること、及び対価の種類を含む本取引の方法に不合理な点は認められないことに照らせば、当社の一般株主の利益を図る観点から、本取引の条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられること

- (ウ) 本買付条件変更により、本取引においては、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティを下回る買付予定数の下限が設定されることになる(本買付条件変更後の買付予定数の下限である1,800,100株(所有割合:29.86%)は、本公開買付者と重要な利害関係者を有さない当社の株主が所有する当社株式の数の過半数(所有割合:35.87%。マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する数)を下回っている。)が、①本条件変更の検討において、本特別委員会が有効に機能したものと考えられること、②本取引に特別の利害関係を有する取締役を、本条件変更の検討・交渉過程から除外し、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉に一切参加させておらず、また、今後開催される本取引に関する取締役会に関しその審議及び決議にも参加させない予定であること、③間接的なマーケット・チェックが行われるものと認められること、④本条件変更について、充実した情報開示が予定されており、本公開買付けにおいては、引き続き少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められること、⑤本条件変更後も引き続き本公開買付けに応募しない株主に株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されないスキームは採用されておらず、本公開買付けが成立した場合に当社株式の非公開化が実現されない可能性は相当程度低いと認められ、かつ当社の株主及び新株予約権者に対し、詳細な開示が予定されていることからすれば、本条件変更後においても強圧性が排除されているものと考えられること等その他の公正性担保措置が十分に講じられていることを踏まえれば、本取引においては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことについても、不合理なものではないと考えられ、本取引に係る手続の公正性が認められること

(変更前)

- (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとすることを目的として一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を行うことを企図しているとのことです。

(変更後)

- (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとすることを目的として一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を行うことを企図しているとのことです。

なお、公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本公開買付けの成立後において公開買付者が実質的に所有する当社株式に係る議決権数が当社の総株主の総議決権数の3分の2を下回る場合においても本臨時株主総会において株式併合に係る議案が可決される蓋

然性は高いと考えていることから、かかる場合であっても本臨時株主総会を開催することを当社に要請する予定とのことである。また、公開買付者としては、本公開買付けの成立後、万が一、本臨時株主総会において株式併合に係る議案が可決されない場合であっても、当社株式の非公開化を行う方針であるため、本公開買付けへの応募状況、当該時点における当社株主の所有状況・属性、当社株式の市場株価の動向も踏まえた上で、株式併合に係る議案が当社の株主総会において現実的に可決される水準に至るまで、実務上可能な限り速やかに、市場内外での買付け等を含めた公開買付者として合理的かつ実務的に可能な方法により当社株式を追加取得する方針とのことである。また、かかる追加取得に係る取得価格については、本公開買付価格（4,140 円）を上回る価格とすることは予定していないものの、本公開買付価格（4,140 円）と比較して、当該追加取得に応じて売却いただく当社株主にとって経済的に不利益と評価されることのない合理的な価格（当社が株式併合又は株式分割を実施する等、調整を要する事象が発生しない限り、本公開買付価格（4,140 円）と同額）とする方針とのことです。公開買付者は、かかる追加取得の結果、株式併合に係る議案の可決が合理的に可能と見込まれると判断した場合（なお、本臨時株主総会における株式併合に係る議案への反対の議決権数等を踏まえて判断する予定とのことです。）、当社に対し、改めて株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を要請する予定とのことです。

（変更前）

② 株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 180 条に基づき、当社株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。また、本日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2025 年 12 月下旬を予定しているとのことです。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。

<後略>

（変更後）

② 株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 180 条に基づき、当社株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。また、本日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2026 年 1 月中下旬を予定しているとのことです。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。

<後略>

(6) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(変更前)

当社は、本日現在において公開買付者の子会社ではなく、また、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されていないため、本公開買付けを含む本取引は、経済産業省が2019年6月28日に公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」の対象である支配株主による従属会社の買収やマネジメント・バイアウト(MBO)取引には該当しません。もっとも、公開買付者は当社株式1,703,500株(所有割合:28.26%)を所有し、当社のその他の関係会社に該当する公開買付者が本取引を通じて当社株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、当社株式を非公開化することを目的としていること(本公開買付けは、東京証券取引所の有価証券上場規程第441条第1項第2号に規定される公開買付けに該当するため、当社において、特別委員会による意見を記載した書面を入手する必要があるなど、企業行動規範の遵守が求められること)及び当社の取締役9名のうち、公開買付者の役員を現在兼務している者が1名(岡田靖氏)、公開買付者の役員の地位を過去に有していた者が1名(財津裕真氏)存在することから、公開買付者及び当社は、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、利益相反を回避する観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、それぞれ以下のような措置を実施しました。

なお、以下の記載のうち公開買付者において実施した措置等については、公開買付者プレスリリース及び公開買付者から受けた説明に基づくものです。

(変更後)

当社は、本日現在において公開買付者の子会社ではなく、また、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されていないため、本公開買付けを含む本取引は、経済産業省が2019年6月28日に公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」の対象である支配株主による従属会社の買収やマネジメント・バイアウト(MBO)取引には該当しません。もっとも、公開買付者は当社株式1,703,500株(所有割合:28.26%)を所有し、当社のその他の関係会社に該当する公開買付者が本取引を通じて当社株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、当社株式を非公開化することを目的としていること(本公開買付けは、東京証券取引所の有価証券上場規程第441条第1項第2号に規定される公開買付けに該当するため、当社において、特別委員会による意見を記載した書面を入手する必要があるなど、企業行動規範の遵守が求められること)及び当社の取締役9名のうち、公開買付者の役員を現在兼務している者が1名(岡田靖氏)、公開買付者の役員の地位を過去に有していた者が1名(財津裕真氏)存在することから、公開買付者及び当社は、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、利益相反を回避する観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、それぞれ以下のような措置を実施しました。なお、公開買付者は、本買付条件変更を経て、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定していないとのことです。もっとも、公開買付者は、本書提出日現在、当社株式を1,703,500株(所有割合:28.26%)所有しているところ、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え

ているとのことです。また、以下の①から⑧までの措置が講じられていることから、当社の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

また、以下の記載のうち公開買付者において実施した措置等については、公開買付者プレスリリース及び公開買付者から受けた説明に基づくものです。

(変更前)

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

<前略>

D 総括

上記の検討の結果、本特別委員会は、上記A記載のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、その目的には正当性・合理性が認められ、上記B及びC記載のとおり、当社の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の公正性・妥当性及び手続の公正性も認められると判断した。したがって、(a) 本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当かつ合理的なものと認められるとともに、(b) 本公開買付けを含む本取引において、本公開買付けにおける買付価格を含む本取引の条件の妥当性及び手続の公平性は確保され、当社の一般株主の利益への配慮がなされていると考えられることから、当社取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者に対し、本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると考ええる。

また、上記のとおり、①本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）、②本取引の条件の公正性・妥当性（企業価値の増加分が一般株主に公正に分配される取引になっているかを含む。）、③本取引に係る手続の公正性が認められることから、本取引を行うことは、当社の一般株主にとって公正であると考えられる。

(変更後)

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

<前略>

D 総括

上記の検討の結果、本特別委員会は、上記A記載のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、その目的には正当性・合理性が認められ、上記B及びC記載のとおり、当社の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の公正性・妥当性及び手続の公正性も認められると判断した。したがって、(a) 本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当かつ合理的なものと認められるとともに、(b) 本公開買付けを含む本取引において、本公開買付けにおける買付価格を含む本取引の条件の妥当性及び手続の公平性は確保され、当社の一般株主の利益への配慮がなされていると考えられることから、当社取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者に対し、本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると考ええる。

また、上記のとおり、①本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）、②本取引の条件の公正性・妥当性（企業価値の増加分が一般株主に公正に分配される取引になっているかを含む。）、③本取引に係る手続の公正性が認められることから、本取引を行うことは、当社の一般株主にとって公正であると考えられる。

その後、本特別委員会は、2025 年 10 月 6 日、公開買付者から本買付条件変更に係る提案を受け、2025 年 10 月 9 日、同月 14 日及び同月 16 日に特別委員会を開催し、同月 16 日に、当社の取締役会に対して、本買付条件変更を前提としても、上記答申内容を維持することができるものとする旨の概要以下の内容の 2025 年 10 月 16 日付追加答申書を提出しております。

(ア) 追加答申内容

本買付条件変更及び2025年8月7日以降、2025年10月15日までの事情を勘案しても、2025年8月8日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことから、同日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないことを答申する。

(イ) 追加答申理由

A 本取引の目的の正当性・合理性

- (a) 本買付条件変更は、本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げるものであり、公開買付者が当社の非公開化を行うという目的には変更がないことから、本取引の目的に影響を与えるものではないと考えられる。
- (b) 当社によれば、2025年8月7日以降、本取引に影響を及ぼし得るような状況変化は発生していないとのことであり、同日以降、本取引が当社の企業価値の向上に資するかどうかの判断に重大な影響を与えるような事情が生じていないと考えられる。
- (c) 上記(a)及び(b)を踏まえると、本買付条件変更後も本取引の目的の正当性・合理性は認められると考えられる。

B 本取引の条件の公正性・妥当性

- (a) 公開買付者によれば、本買付条件変更に伴い、本公開買付価格4,140円は変更しないとのことである。この点につき、当社によれば、2025年8月7日以降、当社の企業価値に影響を与える重要な状況変化は発生しておらず、当社が作成し、株式価値算定の前提とされた当社の事業計画を変更すべき事情は生じていないとのことであり、大和証券が当社に提出した2025年8月7日付株式価値算定書の内容は引き続き有効であると認められる。
- (b) 本買付条件変更により、金銭を対価とした公開買付け及びその後の株式等売渡請求又は株式併合によるスクイーズアウトを行う方法による二段階買収という方法に変更はなく、対価の種類を含む本取引の方法に不合理な点は認められない。
- (c) 上記(a)及び(b)を踏まえると、本公開買付けの公表以降、当社株式の市場株価が4,140円を上回って推移している期間があるものの、本公開買付価格を4,140円とすることは引き続き合理性が認められること、及び対価の種類を含む本取引の方法に不合理な点は認められないことに照らせば、当社の一般株主の利益を図る観点から、本取引の条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられる。

C 本取引に係る手続の公正性

- (a) 本買付条件変更の検討において、本特別委員会は、当社及び公開買付者から検討に必要な情報を取得し、公開買付者グループ、当社グループ及び本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券並びにリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所からの専門的助言等を取得した上で、本買付条件変更について協議及び検討を行ったことから、特別委員会が有効に機能したものと考えられる。
- (b) 当社において、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、財津裕真氏、永富薫氏、岡田靖氏及び小川尚氏は本取引に特別の利害関係を有する取締役として、本買付条件変更の検討・交渉過程から除外し、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉に一切参加していない。また、当該4名の取締役は、今後開催される本取引に関する取締役会に関しその審議及び決議にも参加しない予定であることを確認している。
- (c) 本買付条件変更後も引き続き、本取引の公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を公

開買付者と同様の条件の下で行うことが可能な環境が確保されており、いわゆる間接的なマーケット・チェックが行われるものと認められる。

(d) 本特別委員会は、本買付条件変更について、充実した情報開示が予定されていることを確認しており、本公開買付けにおいては、引き続き少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められる

(e) 本買付条件変更後も引き続き本公開買付けに応募しない株主に株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されないスキームは採用されておらず、以下の点を考慮すれば、本公開買付けが成立した場合に当社株式の非公開化が実現されない可能性は相当程度低いと認められ、かつ当社の株主及び新株予約権者に対し、詳細な開示が予定されていることからすれば、本買付条件変更後においても強圧性が排除されているものと考えられる。

(i) 公開買付者が所有する株式数(1,703,500株)に係る議決権数(17,035個)及び当社取締役が保有している譲渡制限付株式数(7,172株)に係る議決権数(68個)は、本公開買付け後の株主総会におけるスクイーズアウト(株式併合)に係る議案に賛成することが確実な議決権数(17,103個)として考えられる。

(ii) 潜在株式勘案後株式数に係る議決権数(60,276個)から公開買付者が保有する議決権数(17,035個)及び本公開買付けへの不応募の可能性が高い株主が保有する議決権数(11,370個)を差し引いた議決権数31,871個に、当社の過去5事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値である76.09%(2022年)を乗じた議決権数(24,250個)に、公開買付者が保有する議決権数(17,035個)及び本公開買付けへの不応募の可能性が高い株主が保有する議決権数(11,370個)を合算した議決権数(52,655個)は、過去5事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の平均値ではなく、最大値であること及び当該議決権行使比率には公開買付者が行使した議決権数が含まれることを勘案すれば、本公開買付け成立後のスクイーズアウト(株式併合)に係る株主総会において行使される議決権数を一定程度上回る水準であるという評価も可能であり、当該議決権数に3分の2を乗じた議決権数(35,104個)は、スクイーズアウト(株式併合)に係る議案を承認可決できる議決権数を一定程度上回ることが合理的に見込まれる水準であると考えられる。

(iii) 上記(i)のとおり、本公開買付け後の株主総会におけるスクイーズアウト(株式併合)に係る議案に賛成することが確実な議決権数は17,103個であるところ、公開買付者が本買付条件変更後の買付予定数の下限(1,800,100株)に係る議決権数(18,001個)を取得することによって、35,104個の議決権数を保有することになり、上記(b)記載のスクイーズアウト(株式併合)に係る議案を承認可決できる水準に至ることから、スクイーズアウト(株式併合)に係る議案が承認可決される蓋然性が高いものと考えられる。

(iv) したがって、上記の(i)乃至(iii)に鑑みれば、本買付条件変更後によって、買付予定数の下限を1,800,100株とした場合であっても、本公開買付け成立後のスクイーズアウト(株式併合)に係る株主総会において、3分の2以上の賛成を確保できる見込みがあると考えられる。

(v) なお、上記の点以外に、株主総会においてスクイーズアウト(株式併合)に係る議案が可決されない場合であっても、公開買付者において、当社株式の非公開化を行う方針であるため、本公開買付けへの応募状況、当該時点における当社株主の所有状況・属性、当社株式の市場株価の動向も踏まえた上で、スクイーズアウト(株式併合)に係る議案が当社の株主総会において現実的に可決される水準に至るまで、実務上可能な限り速やかに、市場内外での買付け等を含めた公開買付

者として合理的かつ実務的に可能な方法により当社株式を追加取得する方針であることを確認している。また、当該追加取得に係る取得価格については、本公開買付価格（4,140 円）を上回る価格とすることは予定していないものの、本公開買付価格（4,140 円）と比較して、当該追加取得に応じて売却する当社の普通株主にとって経済的に不利益と評価されることのない合理的な価格（当社が株式併合又は株式分割を実施する等、調整を要する事象が発生しない限り、本公開買付価格（4,140 円）と同額）とする方針であることを確認している。

(f) 本買付条件変更により、本取引においては、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティを下回る買付予定数の下限が設定されることになる（本買付条件変更後の買付予定数の下限である 1,800,100 株（所有割合：29.86%）は、本公開買付者と重要な利害関係者を有さない当社の株主が所有する当社株式の数の過半数（所有割合：35.87%。マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する数）を下回っている。）が、上記 (a) 乃至 (e) の他の公正性担保措置が十分に講じられていることを踏まえれば、本取引においては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことについても、不合理なものではないと考えられる。

D 総括

上記の検討の結果、本特別委員会は、上記のとおり、本買付条件変更後も、(a) 本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当かつ合理的なものと認められるとともに、(b) 本公開買付けを含む本取引において、本公開買付けにおける買付価格を含む本取引の条件の妥当性及び手続の公平性は確保され、当社の一般株主の利益への配慮がなされていると考えられることから、引き続き、当社取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び新株予約権者に対し、本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると考える。

また、①本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）、②本取引の条件の公正性・妥当性（企業価値の増加分が一般株主に公正に分配される取引になっているかを含む。）、③本取引に係る手続の公正性が認められることから、本条件変更後を踏まえても、本取引を行うことは、当社の一般株主にとって公正であると考えられる。

以上のとおり、本特別委員会は、2025 年 8 月 8 日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないことを答申する。

(変更前)

- ⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、シティニューワ法律事務所から得た法的助言、大和証券から得た財務的見地からの助言、本株式価値算定書の内容、本特別委員会から入手した本答申書、公開買付者との間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容並びにその他の関連資料を踏まえ、公開買付者による本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することを決議しております。

上記の当社取締役会においては、当社が公開買付者の持分法適用関連会社であり、本取引が構

造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、当社取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、当社の取締役9名のうち、財津裕真氏については過去に公開買付者の執行役員であったこと、永富薫氏については公開買付者の出身者であること、岡田靖氏については現時点で公開買付者の執行役員等を兼務していること及び小川尚氏については公開買付者の大株主の出身者であることから、これらの4名を除く5名の取締役において審議のうえ、全員一致により上記の決議を行っております。また、上記の取締役会には、監査役3名全員が出席し、出席した監査役の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。

また、当社の取締役のうち、財津裕真氏、永富薫氏、岡田靖氏及び小川尚氏の4名は、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記取締役会を含む本取引に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場で本取引の協議及び交渉に参加しておりません。

(変更後)

- ⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、シディニューワ法律事務所から得た法的助言、大和証券から得た財務的見地からの助言、本株式価値算定書の内容、本特別委員会から入手した本答申書、公開買付者との間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容並びにその他の関連資料を踏まえ、公開買付者による本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年8月8日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することを決議しております。

その後、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年10月16日開催の当社取締役会において、本買付条件変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見並びに当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決定しました。

上記 2025年8月8日及び2025年10月16日開催の当社取締役会においては、当社が公開買付者の持分法適用関連会社であり、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、当社取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、当社の取締役9名のうち、財津裕真氏については過去に公開買付者の執行役員であったこと、永富薫氏については公開買付者の出身者であること、岡田靖氏については現時点で公開買付者の執行役員等を兼務していること及び小川尚氏については公開買付者の大株主の出身者であることから、これらの4名を除く5名の取締役において審議のうえ、全員一致により上記の決議を行っております。また、上記の取締役会には、監査役3名全員が出席し、出席した監査役の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。

また、当社の取締役のうち、財津裕真氏、永富薫氏、岡田靖氏及び小川尚氏の4名は、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記取締役会を含む本取引に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場で本取引の協議及び交渉に参加しておりません。

(変更前)

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は行っておりません。

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長期の 45 営業日としているとのことです。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を妨げないこととすることにより、もって本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性も担保することを企図しているとのことです。

(変更後)

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、公開買付者との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は行っておりません。

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長期の 55 営業日としているとのことです。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を妨げないこととすることにより、もって本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性も担保することを企図しているとのことです。

(変更前)

⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority) を上回る買付予定数の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を 2,308,100 株（所有割合：38.29%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,308,100 株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。なお、買付予定数の下限（2,308,100 株、所有割合：38.29%）は、潜在株式勘案後株式総数（6,027,638 株）から、公開買付者が所有する当社株式の数（1,703,500 株）を控除した株式数（4,324,138 株）を 2 で除した株式数（2,162,069 株（小数点以下切上げ）、所有割合：35.87%。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有さない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数）を上回っているとのことです。

これにより、公開買付者は、当社の一般株主の皆様を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととし、本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

⑨ 強圧性の排除

公開買付者は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全て（ただし、公開買付者が所有する本新株予約権を除きます。）の株式等売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む、本臨時株主総会の開催を当社に要

請することを予定しており、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii)株式等売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対価として交付される金銭は、本公開買付価格に当該各株主（ただし、公開買付者及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格又は本新株予約権買付価格に当該各新株予約権者の所有する本新株予約権の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

（変更後）

⑧ 強圧性の排除

公開買付者は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全て（ただし、公開買付者が所有する本新株予約権を除きます。）の株式等売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む、本臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 株式等売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対価として交付される金銭は、本公開買付価格に当該各株主（ただし、公開買付者及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格又は本新株予約権買付価格に当該各新株予約権者の所有する本新株予約権の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

10. MBO等に関する事項

（変更前）

(2) 一般株主にとって公正であることに関する特別委員会の意見

また、当社は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」とおり、本公開買付けを含む本取引が当社の一般株主によって公正なものであることに関して本特別委員会から本答申書の提出を受けております。本答申書の詳細は別添1をご参照ください。

（変更後）

(2) 一般株主にとって公正であることに関する特別委員会の意見

また、当社は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」とおり、本公開買付けを含む本取引が当社の一般株主によって公正なものであることに関して本特別委員会から本答申書及び2025年10月16日付追加答申書の提出を受けております。本答申書の詳細は別添1をご参照ください。また、2025年10月16日付追加答申書の詳細は別添3をご参照ください。

(参考)

(変更前)

本答申書（別添１）

芦森工業会社株式株券等（証券コード：3526）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ（別添２）。

(参考)

(変更後)

本答申書（別添１）

芦森工業会社株式株券等（証券コード：3526）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ（別添２）。

追加答申書（別添３）

以 上

（参考）本日付「芦森工業株式会社株券等（証券コード：3526）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」（別紙）

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいたうえで、株主及び新株予約権者ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者及び当社、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

公開買付者は、本公開買付けが、適応される米国の法令及び各種規制を遵守するものとして実施できない限り、本公開買付けを、米国において若しくは米国に向けて又はいかなる米国人（米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）レギュレーション S に規定される「米国人」を意味します。以下、本項において同じです。）に対しても行いません。その場合、米国から若しくは米国内における、若しくは米国内に存在若しくは居住する者による、又は米国人の計算において若しくはその利益のために活動するいかなる者による、本公開買付けに対する当社の株券等の応募は、いかなる用法、方法若しくは手段による又はいかなる施設を通じて行われるものであっても行うことはできません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

2025 年 10 月 16 日

芦森工業株式会社 取締役会 御中

追 加 答 申 書

芦森工業株式会社 特別委員会

委員長 古 川 和 義

委 員 清 水 春 生

委 員 森 川 光 洋

2025 年 4 月 23 日付の芦森工業株式会社（以下「当社」という。）取締役会の決議に基づき設置された芦森工業株式会社特別委員会（以下「当委員会」という。）は、当社が豊田合成株式会社（以下「公開買付者」という。）から提案を受けた、公開買付者による当社株式の公開買付け（以下「本公開買付け」という。）及びその後の一連のを通じた当社の非公開化取引（以下「本取引」という。）に関し、2025 年 8 月 8 日付で提出した答申書における答申の内容について、以下のとおり、追加の答申を行う（以下「本追加答申」という。）。

I. 追加の答申の経緯

1. 当委員会は、当社取締役会からの諮問事項¹に基づき、本取引に関し、下記を答申の内容とする 2025 年 8 月 8 日付答申書（以下「2025 年 8 月 8 日付答申書」という。）を提出した。

記

- ① 本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられる。
- ② 本公開買付けにおける買付け等の価格を含む本取引の条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられる。
- ③ 本取引においては、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなさ

¹ ①本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）、②本取引の条件の公正性・妥当性、③本取引に係る手続の公正性、④当社取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること並びに当社株主及び新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、及び⑤本取引が当社の一般株主にとって公正なものであるか、について当社取締役会に答申すること

れていると考えられる。

- ④ 本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること並びに当社の株主及び新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると考えられる。
- ⑤ 本取引は当社の一般株主にとって公正なものであると考えられる。

- 2. 公開買付者は、2025 年 8 月 8 日開催の取締役会において、当社の株券等を本公開買付けにより取得することを決議し、同月 12 日より本公開買付けを実施したが、同年 9 月 24 日、当社の株主による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主による本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」という。）を 2025 年 10 月 16 日まで延長し、公開買付期間を 45 営業日とすることを決定した。
- 3. その後、公開買付者は、2025 年 10 月 6 日付「本公開買付けにおける買付予定数の下限の見直しについて」と題する書面にて、当社及び当委員会に対し、本公開買付けにおいて、2,308,100 株（所有割合²：38.29%）と設定していた買付予定数の下限について、1,753,900 株（所有割合：29.10%）に変更し、新たな公開買付期間については、当該変更に伴い、法令上必要最低限の日数（10 営業日）での期間延長（55 営業日とすること）を行うことを提案した。
- 4. 当委員会は、上記 3 記載の提案を受けて、特別委員会を開催し、公開買付者からの買付予定数の下限の引下げに関する検討を開始した。
- 5. 上記 3 記載の提案後、公開買付者は、2025 年 10 月 14 日付で、買付予定数の下限については、1,800,100 株（所有割合：29.86%）に変更すること（以下「本買付条件変更」という。）を再度提案した。なお、公開買付者によれば、2025 年 10 月 16 日に公開買付者の取締役会で本買付条件変更に関する決定を行う予定とのことである。

II. 追加の諮問事項

本買付条件変更及び 2025 年 8 月 7 日以降、2025 年 10 月 15 日までの事情を勘案して

² 2025 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（6,056,939 株）に、当社が 2025 年 6 月 30 日現在残存すると本公開買付者に報告した新株予約権 659 個の目的である株式の数（6,590 株）を加算した株式数（6,063,529 株）から、2025 年 6 月 30 日現在の自己株式数（35,891 株）を個除した株式数（6,027,638 株）（以下「潜在株式勘案後株式数」という。）に対する当社株式の割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいう。

も、2025 年 8 月 8 日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べることにについて、当社取締役会に答申すること（以下「追加諮問事項」という。）

Ⅲ. 本追加答申の内容

当委員会は、追加諮問事項について、当社取締役会に対し、本買付条件変更及び 2025 年 8 月 7 日以降、2025 年 10 月 15 日までの事情を勘案しても、2025 年 8 月 8 日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことから、同日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないことを答申する。

Ⅳ. 本追加答申の理由

1. 検討経緯

2025 年 10 月 6 日付で公開買付者から買付予定数の下限の引下げに関する提案を受けてから上記Ⅲ記載の答申に至るまでに、当委員会は、2025 年 10 月 9 日から 2025 年 10 月 16 日までの間に合計 3 回、合計約 4 時間にわたって開催された。

また、当委員会の求めにより、当社の役職員、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券株式会社（以下「大和証券」という。）並びに当社のリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所も委員会に陪席した。当委員会は、これらの者との質疑応答等を行うことにより、追加諮問事項について慎重に協議及び検討を行った。加えて、各会日間においても、必要に応じて電子メール等を通じて報告を受け、情報共有、審議及び意思決定等を行った。

そして、公開買付者から、①本買付条件変更を提案するに至った経緯、及び②本買付条件変更を行い、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定しない場合であっても、本公開買付け成立後のスクイーズアウト（株式併合）に係る株主総会において、スクイーズアウト（株式併合）に係る議案が承認可決される可能性が高いなど、公正性担保措置に問題ないと考えられること等について説明を受けた。

2. 検討内容

（1）本取引の目的の正当性・合理性

（i）本買付条件変更は、本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げるものであり、公開買付者が当社の非公開化を行うという目的には変更がないことから、本取引の目的に影響を与えるものではないと考えられる。

（ii）当社によれば、2025 年 8 月 7 日以降、本取引に影響を及ぼし得るような状況変化は発生していないとのことであり、同日以降、本取引が当社の企業価値の向上に資するかどうかの判断に重大な影響を与えるような事情が生じていない

と考えられる。

- (iii) 上記 (i) 及び (ii) を踏まえると、本買付条件変更後も本取引の目的の正当性・合理性は認められると考えられる。

(2) 本取引の条件の公正性・妥当性

- (i) 公開買付者によれば、本買付条件変更に伴い、本公開買付けに係る価格（以下「本公開買付価格」という。）4,140 円は変更しないとのことである。この点につき、当社によれば、2025 年 8 月 7 日以降、当社の企業価値に影響を与える重要な状況変化は発生しておらず、当社が作成し、株式価値算定の前提とされた当社の事業計画を変更すべき事情は生じていないとのことであり、大和証券が当社に提出した 2025 年 8 月 7 日付株式価値算定書の内容は引き続き有効であると認められる。
- (ii) 本買付条件変更により、金銭を対価とした公開買付け及びその後の株式等売渡請求又は株式併合によるスクイーズアウトを行う方法による二段階買収という方法に変更はなく、対価の種類を含む本取引の方法に不合理な点は認められない。
- (iii) 上記 (i) 及び (ii) を踏まえると、本公開買付けの公表以降、当社株式の市場株価が 4,140 円を上回って推移している期間があるものの、本公開買付価格を 4,140 円とすることは引き続き合理性が認められること、及び対価の種類を含む本取引の方法に不合理な点は認められないことに照らせば、当社の一般株主の利益を図る観点から、本取引の条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられる。

(3) 本取引に係る手続の公正性

- (i) 本買付条件変更の検討において、当委員会は、当社及び公開買付者から検討に必要な情報を取得し、公開買付者グループ³、当社グループ⁴及び本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券並びにリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所からの専門的助言等を取得した上で、本買付条件変更について協議及び検討を行ったことから、特別委員会が有効に機能したものと考えられる。
- (ii) 当社において、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、財津裕真氏、永富薫氏、岡田靖氏及び小川尚氏は本取引に特別の利害関係を有する取締役として、本買付条件変更の検

³ 「公開買付者グループ」とは、公開買付者並びにその子会社及び関連会社を総称していい、公開買付者、子会社 52 社及び当社を含む関連会社 8 社で構成されているとのことである。

⁴ 「当社グループ」とは、当社、子会社 14 社、及び関連会社 1 社（2025 年 3 月 31 日現在）からなる企業グループをいう。

討・交渉過程から除外し、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉に一切参加していない。また、当該4名の取締役は、今後開催される本取引に関する取締役会に関しその審議及び決議にも参加しない予定であることを確認している。

- (iii) 本買付条件変更後も引き続き、本取引の公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を公開買付者と同様の条件の下で行うことが可能な環境が確保されており、いわゆる間接的なマーケット・チェックが行われるものと認められる。
- (iv) 当委員会は、本買付条件変更について、充実した情報開示が予定されていることを確認しており、本公開買付けにおいては、引き続き少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められる。
- (v) 本買付条件変更後も引き続き本公開買付けに応募しない株主に株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されないスキームは採用されておらず、以下の点を考慮すれば、本公開買付けが成立した場合に当社株式の非公開化が実現されない可能性は相当程度低いと認められ、かつ当社の株主及び新株予約権者に対し、詳細な開示が予定されていることからすれば、本買付条件変更後においても強圧性が排除されているものと考えられる。
 - (a) 公開買付者が所有する株式数（1,703,500 株）に係る議決権数（17,035 個）及び当社取締役が保有している譲渡制限付株式数（7,172 株）に係る議決権数（68 個）は、本公開買付け後の株主総会におけるスクイーズアウト（株式併合）に係る議案に賛成することが確実な議決権数（17,103 個）として考えられる。
 - (b) 潜在株式勘案後株式数に係る議決権数（60,276 個）から公開買付者が保有する議決権数（17,035 個）及び本公開買付けへの不応募の可能性が高い株主が保有する議決権数（11,370 個）を差し引いた議決権数 31,871 個に、当社の過去5事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値である76.09%（2022年）を乗じた議決権数（24,250 個）に、公開買付者が保有する議決権数（17,035 個）及び本公開買付けへの不応募の可能性が高い株主が保有する議決権数（11,370 個）を合算した議決権数（52,655 個）は、過去5事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の平均値ではなく、最大値であること及び当該議決権行使比率には公開買付者が行使した議決権数が含まれることを勘案すれば、本公開買付け成立後のスクイーズアウト（株式併合）に係る株主総会において行使される議決権数を一定程度上回る水準であるという評価も可能であり、当該議決権数に3分の2を乗じた議決権数（35,104 個）は、スクイーズアウト（株式併合）に係る議案を承認可決できる議決権数を一定程度上回ることが合理的に見込まれる水準であると考えられる。
 - (c) 上記（a）のとおり、本公開買付け後の株主総会におけるスクイーズアウト

ト（株式併合）に係る議案に賛成することが確実な議決権数は 17,103 個であるところ、公開買付者が本買付条件変更後の買付予定数の下限（1,800,100 株）に係る議決権数（18,001 個）を取得することによって、35,104 個の議決権数を保有することになり、上記（b）記載のスクイーズアウト（株式併合）に係る議案を承認可決できる水準に至ることから、スクイーズアウト（株式併合）に係る議案が承認可決される蓋然性が高いものと考えられる。

(d) したがって、上記の（a）乃至（c）に鑑みれば、本買付条件変更後によって、買付予定数の下限を 1,800,100 株とした場合であっても、本公開買付け成立後のスクイーズアウト（株式併合）に係る株主総会において、3 分の 2 以上の賛成を確保できる見込みがあると考えられる。

(e) なお、上記の点以外に、株主総会においてスクイーズアウト（株式併合）に係る議案が可決されない場合であっても、公開買付者において、当社株式の非公開化を行う方針であるため、本公開買付けへの応募状況、当該時点における当社株主の所有状況・属性、当社株式の市場株価の動向も踏まえた上で、スクイーズアウト（株式併合）に係る議案が当社の株主総会において現実的に可決される水準に至るまで、実務上可能な限り速やかに、市場内外での買付け等を含めた公開買付者として合理的かつ実務的に可能な方法により当社株式を追加取得する方針であることを確認している。また、当該追加取得に係る取得価格については、本公開買付価格（4,140 円）を上回る価格とすることは予定していないものの、本公開買付価格（4,140 円）と比較して、当該追加取得に応じて売却する当社の普通株主にとって経済的に不利益と評価されることのない合理的な価格（当社が株式併合又は株式分割を実施する等、調整を要する事象が発生しない限り、本公開買付価格（4,140 円）と同額）とする方針であることを確認している。

(vi) 本買付条件変更により、本取引においては、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティを下回る買付予定数の下限が設定されることになる（本買付条件変更後の買付予定数の下限である 1,800,100 株（所有割合：29.86%）は、本公開買付者と重要な利害関係者を有さない当社の株主が所有する当社株式の数の過半数（所有割合：35.87%。マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する数）を下回っている。）が、上記（i）乃至（v）の他の公正性担保措置が十分に講じられていることを踏まえれば、本取引においては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことについても、不合理なものではないと考えられる。

3. 総括

上記の検討の結果、当委員会は、上記 2. 記載のとおり、本買付条件変更後も、(a) 本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当かつ合理的なものと認められるとともに、(b) 本公開買付けを含む本取引において、本公開買付けにおける買付価格を含む本取引の条件の妥当性及び手続の公平性は確保され、当社の一般株主の利益への配慮がなされていると考えられることから、引き続き、当社取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主及び新株予約権者に対し、本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると考えている。

また、①本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）、②本取引の条件の公正性・妥当性（企業価値の増加分が一般株主に公正に分配される取引になっているかを含む。）、③本取引に係る手続の公正性が認められることから、本買付条件変更後を踏まえても、本取引を行うことは、当社の一般株主にとって公正であると考えられる。

以上のとおり、当委員会は、2025 年 8 月 8 日付で当社取締役会に対して表明した意見に変更がないことを答申する。

V. 留保及び限定事項

本追加答申書は、以下に述べる留保及び限定に従うものである。

- (1) 本追加答申に関連する事実について、当委員会は独自の調査を行っておらず、かかる答申は、当委員会が当社及び公開買付者からの説明聴取の結果のみに依拠して述べられるものであり、これら以外の上記答申に影響を及ぼす事実・資料・情報等が存在しないことを前提とする。
- (2) 当委員会は、本追加答申にあたり開示を受けた情報及び資料について、文書によるものか口頭によるものかを問わず、かかる情報が本追加答申書の作成日付時点において正確、真実かつ完全であることを前提とする。
- (3) 本追加答申は、2025 年 10 月 15 日を基準として述べられるものであり、同日以降、経済状態その他本追加答申の前提事情に関し重大な変更がないことを前提とする。
- (4) 当委員会は、本追加答申書において答申の内容として明示的に記載された事項のほか、本取引に直接又は間接に関連する経営上、法律上、税務上又は会計上の問題について、何ら意見を述べるものではない。
- (5) 本追加答申は、当社取締役会に対する答申のみを目的とし、かつ、当社が本追加答申書の内容につき秘密を保持することを前提として作成されたものである。したがって、当委員会の事前の書面による同意を得ることなく、当社において上記目的又は本取引に係るプレスリリース若しくは意見表明報告書等における本追加答申の内容の必要な範囲での開示以外の目的で利用したり、法令又は裁判上要求

される場合に開示する場合を除き、第三者に対して開示したり利用させたりしてはならない。

以 上

2025 年 10 月 16 日

各 位

会 社 名 豊田合成株式会社
代 表 者 名 取締役社長 齋藤 克巳
(コード番号 7282 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 経営企画部部長 山本 秀俊
(T E L. 052-400-5105)

芦森工業株式会社株券等（証券コード：3526）に対する公開買付けの 買付条件等の変更に関するお知らせ

豊田合成株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 8 月 8 日開催の取締役会において、芦森工業株式会社（証券コード：3526、株式会社東京証券取引所スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の株券等を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、同年 8 月 12 日より本公開買付けを実施しておりますが、本日開催の取締役会において、買付予定数の下限を 2,308,100 株から 1,800,100 株に変更することを決定いたしました。また、当該決定に伴い本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要性が生じたことから、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、当該訂正届出書の提出日である 2025 年 10 月 16 日から起算して 10 営業日を経過した日に当たる 2025 年 10 月 30 日まで延長し、公開買付期間を 55 営業日とすることといたしました。

これに伴い、公開買付者が 2025 年 8 月 8 日付で公表いたしました「芦森工業株式会社株券等（証券コード：3526）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025 年 8 月 12 日付で公表いたしました「（訂正）芦森工業株式会社株券等（証券コード：3526）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」、2025 年 9 月 8 日付で公表いたしました「（訂正）芦森工業株式会社株券等（証券コード：3526）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び 2025 年 9 月 24 日付で公表いたしました「芦森工業株式会社株券等（証券コード：3526）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」による変更を含みます。）の内容を下記のとおり一部変更いたしましたので、お知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 買付け等の目的等

（1）本公開買付けの概要

（変更前）

<前略>

公開買付者は、本公開買付けにおいて、2,308,100 株（所有割合：38.29%）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。なお、買付予定数の下限は、潜在株式勘案後株式総数（6,027,638 株）に係る議決権数（60,276 個）に 3 分

の2を乗じ、1未満に係る数を切り上げた数(40,184個)に対象者の単元株式数(100株)を乗じた数(4,018,400株)から、公開買付者が本日現在所有する対象者株式の数(1,703,500株)に係る議決権数(17,035個)及び譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役及び執行役員に付与された対象者の譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいます。)のうち対象者取締役が保有している株式数(合計:7,172株、所有割合:0.12%)に係る議決権数(68個)の合計(17,103個)に対象者の単元株式数を乗じた数(1,710,300株)を控除した株式数(2,308,100株)(注3)として設定しております。これは、本取引において、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が所有する議決権数及び本譲渡制限付株式のうち対象者取締役が保有している株式数に係る議決権の合計が、対象者の総株主の議決権数の3分の2以上となるようにするためです。

＜中略＞

その後、公開買付者は、2025年8月12日から、本公開買付けを開始いたしましたが、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025年9月24日付で、本公開買付けにおける買付け等の期間を2025年10月16日まで延長し、公開買付期間を合計45営業日とすることを決定いたしました。なお、公開買付者としては、4,140円という本公開買付価格(「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において定義します。以下同じです。)は、対象者の価値を十分に反映しているものと考えており、対象者の株主の皆様に対象者普通株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていることから、本公開買付価格の変更はいたしません。

(変更後)

＜前略＞

公開買付者は、本公開買付けにおいて、1,800,100株(所有割合:29.86%)を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。なお、買付予定数の下限は、本公開買付けの開始時点において、潜在株式勘案後株式総数(6,027,638株)に係る議決権数(60,276個)に3分の2を乗じ、1未満に係る数を切り上げた数(40,184個)に対象者の単元株式数(100株)を乗じた数(4,018,400株)から、公開買付者が本日現在所有する対象者株式の数(1,703,500株)に係る議決権数(17,035個)及び譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役及び執行役員に付与された対象者の譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいます。)のうち対象者取締役が保有している株式数(合計:7,172株、所有割合:0.12%)に係る議決権数(68個)の合計(17,103個)に対象者の単元株式数を乗じた数(1,710,300株)を控除した株式数(2,308,100株)(注3)として設定しておりました。これは、本取引において、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の株式併合の手続を実施す

る際には、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が所有する議決権数及び本譲渡制限付株式のうち対象者取締役が保有している株式数に係る議決権の合計が、対象者の総株主の議決権数の 3 分の 2 以上となるようにするためです。

＜中略＞

その後、公開買付者は、2025 年 8 月 12 日から 2025 年 9 月 24 日を公開買付期間の最終日（以下「当初公開買付期間」といいます。）として、本公開買付けを開始いたしました。対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025 年 9 月 24 日付で、本公開買付けにおける買付け等の期間を 2025 年 10 月 16 日まで延長し、公開買付期間を合計 45 営業日とすることを決定いたしました。なお、公開買付者としては、4,140 円という本公開買付価格（「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において定義します。以下同じです。）は、対象者の価値を十分に反映しているものと考えており、対象者の株主の皆様に対象者普通株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていることから、本公開買付価格の変更はしない旨を公表いたしました。

また、公開買付者は、本公開買付けの公表後、一部の期間において対象者株式の市場株価が本公開買付価格（4,140 円）を上回る水準で推移していたこと、そうであるにもかかわらず、当初公開買付期間の最終日である 2025 年 9 月 24 日の午後 3 時 30 分時点の応募株券等の総数が買付予定数の下限に近い水準である 2,111,226 株（所有割合：35.03%。なお、公開買付者所有の対象者株式数 1,703,500 株及び対象者取締役が保有している本譲渡制限付株式に係る議決権数に対象者の単元株式数を乗じた数である 6,800 株と合算した株式数は 3,821,526 株（所有割合：63.40%）である。）であり、多くの対象者の株主より本公開買付けの趣旨にご賛同いただいていると考えたこと等を踏まえて、2025 年 10 月初旬、対象者株式の非公開化に支障が生じない範囲内において、本公開買付けの成立の確実性を高めることを目的として、買付予定数の下限の引き下げの可能性についても検討いたしました。

これらの検討を通じて、公開買付者は、本臨時株主総会（下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に定義されます。以下同じです。）において実際に行使される議決権数は不明であるものの、対象者の過去 3 事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値が 73.91%（2023 年）であり、公開買付者及び 2025 年 9 月 30 日時点で対象者株式を 1,137,000 株（所有割合 18.86%）所有する村上貴輝氏、株式会社 MI2、株式会社 MI5 及び株式会社 MI1（以下、これらを総称して「大量保有者グループ」といいます。）が本臨時株主総会においてその保有する対象者株式に係る全議決権を行使すると仮定し、潜在株式勘案後株式総数に係る議決権数から公開買付者及び大量保有者グループが保有する議決権数を控除したその他一般株主の保有議決権数に対して、対象者の過去 3 事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値である 73.91%を乗じた議決権数に、公開買付者及び大量保有者グループが保有する議決権数を合算した議決権数に対して、株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率 3 分の 2 を乗じた数の議決権数が、本臨時株主総会において株式併合に係る議案が可決されるために必要な水準であると合理的に考えられ、かかる議決権数から公開買付者が保有する議決権数及び対象者取締役が保有する譲渡制限付株式に係る議決権数を控除した議決権数に対象者の単元株式数である 100 を乗じた数を本公開買付けの買付予定数の下限とすれば、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が可決されない事態が生じる可能性を合理的に防ぎつつ、本公開買付けの成立の確実性を高めることが可能であると考えに至りました。

以上のような検討を経て、2025 年 10 月 6 日、公開買付者は、対象者及び本特別委員会に対し

て、上記の検討結果と合わせて、潜在株式勘案後株式総数(6,027,638株)に係る議決権数(60,276個)から公開買付者所有の対象者株式数(1,703,500株、所有割合：28.26%)に係る議決権数(17,035個)及び大量保有者グループ所有の対象者株式数(1,137,000株、所有割合：18.86%)に係る議決権数(11,370個)を控除したその他一般株主所有の対象者株式に係る議決権数(31,871個)に対して、対象者の過去3事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値である73.91%を乗じた議決権数(23,558個)に公開買付者保有議決権数(17,035個)及び大量保有者グループの保有議決権数(11,370個)を合算した議決権数(51,963個)に株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率3分の2を乗じた数の議決権数(34,642個)から公開買付者保有議決権数(17,035個)及び対象者取締役が保有している譲渡制限付株式に係る議決権数(68個)を控除した議決権数(17,539個)に対象者の単元株式数である100を乗じた数(1,753,900株、所有割合：29.10%)を買付予定数の下限としたい旨の提案を行いました。

その後、公開買付者において更なる検討をした結果、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が可決されない事態が生じる可能性をなお一層低減させるため、新たな買付予定数の下限の算定過程において、対象者の過去3事業年度における定時株主総会ではなく、過去5事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値である76.09%(2022年)を参照することと致しました。そして、2025年10月14日、公開買付者は、対象者及び本特別委員会に対して、潜在株式勘案後株式総数(6,027,638株)に係る議決権数(60,276個)から公開買付者所有の対象者株式数(1,703,500株、所有割合：28.26%)に係る議決権数(17,035個)及び大量保有者グループ所有の対象者株式数(1,137,000株、所有割合：18.86%)に係る議決権数(11,370個)を控除したその他一般株主所有の対象者株式に係る議決権数(31,871個)に対して、対象者の過去5事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値である76.09%を乗じた議決権数(24,250個)に公開買付者保有議決権数(17,035個)及び大量保有者グループの保有議決権数(11,370個)を合算した議決権数(52,655個)に株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率3分の2を乗じた数の議決権数(35,104個)から公開買付者保有議決権数(17,035個)及び対象者取締役が保有している譲渡制限付株式に係る議決権数(68個)を控除した議決権数(18,001個)に対象者の単元株式数である100を乗じた数(1,800,100株、所有割合：29.86%)を新たな買付予定数の下限としたい旨の提案を行いました。

なお、当初公開買付期間の最終日である2025年9月24日の午後3時30分時点の本公開買付けに応募された株式数である2,111,226株(所有割合：35.03%)は、新たな買付予定数の下限である1,800,100株(所有割合：29.86%)を上回っております。

これに対して、2025年10月14日、本特別委員会から、慎重な協議及び検討の結果、公開買付者が提案する買付予定数の下限の引き下げが行われた場合においても、本公開買付けに賛同する旨の意見並びに対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持する予定である旨の意向が示されました。

以上の検討・協議を経て、公開買付者は、2025年10月16日付の取締役会において、買付予定数の下限を2,308,100株(所有割合：38.29%)から1,800,100株(所有割合：29.86%)に変更する(以下「本買付条件変更」といいます。)ことを決定いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2025年8月12日(火曜日)から2025年10月16日(木曜日)まで(45営業日)と定めておりましたが、本買付条件変更を決定したことに伴う本公開買付けに係る訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を訂正届出書の提出日である2025年10月16日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年10月30日まで延長することといたしました。なお、公開買付者としては、本日現在においても4,140円という本公開買付価格は、対象者の価値を十分に反映しているものと考えており、対象者の株主の皆様に対象者普通株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていることから、本公開買付価格の変更はありません。

なお、本公開買付けにおいては買付予定数の下限を1,800,100株(所有割合：29.86%)と設

定していることから、本公開買付けの成立後において公開買付者が実質的に所有する対象者普通株式に係る議決権数が対象者の総株主の総議決権数の3分の2を下回る可能性があり、その場合、本臨時株主総会において株式併合に係る議案が可決されない可能性があります。しかし、上記のとおり、公開買付者としては、その場合であっても、対象者株式の非公開化を行う方針であるため、本公開買付けへの応募状況、当該時点における対象者株主の所有状況・属性、対象者株式の市場株価の動向も踏まえた上で、株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に可決される水準に至るまで、実務上可能な限り速やかに、市場内外での買付け等を含めた公開買付者として合理的かつ実務的に可能な方法により対象者株式を追加取得する方針です。また、かかる追加取得に係る取得価格については、本公開買付価格（4,140円）を上回る価格とすることは予定していないものの、本公開買付価格（4,140円）と比較して、当該追加取得に応じて売却いただく対象者普通株主にとって経済的に不利益と評価されることのない合理的な価格（対象者が株式併合又は株式分割を実施する等、調整を要する事象が発生しない限り、本公開買付価格（4,140円）と同額）とする方針です。なお、追加取得について現時点で具体的に決定した事項はなく、また、追加取得後の対象者の株主総会による株式併合に係る議案の可決までに要する期間については、対象者普通株式の市場株価の動向等の影響を受けるため、現時点では確定的な時期を特定することは困難ですが、具体的な見込み時期が判明しましたらその旨お知らせいたします。

また、対象者が2025年10月16日付で公表した「(変更)「その他の関係会社である豊田合成株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の変更に関するお知らせ」(以下「変更後対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、2025年10月16日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
(変更前)

<前略>

以上の検討・協議・交渉の結果、公開買付者及び対象者の間で、本公開買付価格を4,140円、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権の本新株予約権買付価格を、本公開買付価格4,140円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に各本新株予約権1個の目的となる対象者株式の株式数を乗じた価格である41,390円とすることについての考えが一致したことから、公開買付者は、本日開催の取締役会において、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決議しました。

(変更後)

<前略>

以上の検討・協議・交渉の結果、公開買付者及び対象者の間で、本公開買付価格を4,140円、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権の本新株予約権買付価格を、本公開買付価格4,140円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に各本新株予約権1個の目的となる対象者株式の株式数を乗じた価格である41,390円とすることについての考えが一致したことから、公開買付者は、本日開催の取締役会において、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決議しました。

その後、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、2025年10月6日、対象者に対して、潜在株式勘案後株式総数(6,027,638株)に係る議決権数(60,276個)から

公開買付者所有の対象者株式数（1,703,500株、所有割合：28.26％）に係る議決権数（17,035個）及び大量保有者グループ所有の対象者株式数（1,137,000株、所有割合：18.86％）に係る議決権数（11,370個）を控除したその他一般株主所有の対象者株式に係る議決権数（31,871個）に対して、対象者の過去3事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値である73.91％を乗じた議決権数（23,558個）に公開買付者保有議決権数（17,035個）及び大量保有者グループの保有議決権数（11,370個）を合算した議決権数（51,963個）に株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率3分の2を乗じた数の議決権数（34,642個）から公開買付者保有議決権数（17,035個）及び対象者取締役が保有している譲渡制限付株式に係る議決権数（68個）を控除した議決権数（17,539個）に対象者の単元株式数である100を乗じた数（1,753,900株、所有割合：29.10％）を買付予定数の下限としたい旨の提案を行いました。そして、公開買付者において更なる検討をした結果、2025年10月14日、公開買付者は、対象者に対して、潜在株式勘案後株式総数（6,027,638株）に係る議決権数（60,276個）から公開買付者所有の対象者株式数（1,703,500株、所有割合：28.26％）に係る議決権数（17,035個）及び大量保有者グループ所有の対象者株式数（1,137,000株、所有割合：18.86％）に係る議決権数（11,370個）を控除したその他一般株主所有の対象者株式に係る議決権数（31,871個）に対して、対象者の過去5事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値である76.09％を乗じた議決権数（24,250個）に公開買付者保有議決権数（17,035個）及び大量保有者グループの保有議決権数（11,370個）を合算した議決権数（52,655個）に株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率3分の2を乗じた数の議決権数（35,104個）から公開買付者保有議決権数（17,035個）及び対象者取締役が保有している譲渡制限付株式に係る議決権数（68個）を控除した議決権数（18,001個）に対象者の単元株式数である100を乗じた数（1,800,100株、所有割合：29.86％）を新たな買付予定数の下限としたい旨の提案を行いました。これに対し、2025年10月14日、本特別委員会から、慎重な協議及び検討の結果、公開買付者が提案する買付予定数の下限の引き下げが行われた場合においても、本公開買付けに賛同する旨の意見並びに対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持する旨の意向が示されました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

（iii）判断内容

（変更前）

＜前略＞

以上より、対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、上記対象者取締役会における決議の方法は、下記「（3）本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

（変更後）

＜前略＞

以上より、対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、上記対象者取締役会における決議の方法は、下記「（3）本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、対象者は、公開買付者との間で本買付条件変更について協議を行い、2025 年 10 月 16 日開催の対象者取締役会において、本買付条件変更について慎重に協議・検討を行い、本買付条件変更に関する本特別委員会の意見等を踏まえ、以下の点等から、本買付条件変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見並びに対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決定したとのことです。

- (ア) 本買付条件変更は本取引の目的に影響を与えるものではなく、2025 年 8 月 7 日以降、本取引が対象者の企業価値の向上に資するかどうかの判断に重大な影響を与えるような事情も生じていないことから、本買付条件変更後も本取引の目的の正当性・合理性は認められるものであること
- (イ) 本公開買付けの公表以降、対象者株式の市場株価が 4,140 円を上回って推移している期間があるものの、本公開買付価格を 4,140 円とすることは引き続き合理性が認められること、及び対価の種類を含む本取引の方法に不合理な点は認められないことに照らせば、対象者の一般株主の利益を図る観点から、本取引の条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられること
- (ウ) 本買付条件変更により、本取引においては、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティを下回る買付予定数の下限が設定されることになる（本買付条件変更後の買付予定数の下限である 1,800,100 株（所有割合：29.86%）は、本公開買付者と重要な利害関係者を有さない対象者の株主が所有する対象者株式の数の過半数（所有割合：35.87%。マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する数）を下回っている。）が、①本買付条件変更の検討において、本特別委員会が有効に機能したものと考えられること、②本取引に特別の利害関係を有する取締役を、本買付条件変更の検討・交渉過程から除外し、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉に一切参加させておらず、また、今後開催される本取引に関する取締役会に関しその審議及び決議にも参加させない予定であること、③間接的なマーケット・チェックが行われるものと認められること、④本買付条件変更について、充実した情報開示が予定されており、本公開買付けにおいては、引き続き少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められること、⑤本買付条件変更後も引き続き本公開買付けに応募しない株主に株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されないスキームは採用されておらず、本公開買付けが成立した場合に対象者株式の非公開化が実現されない可能性は相当程度低いと認められ、かつ対象者の株主及び新株予約権者に対し、詳細な開示が予定されていることからすれば、本買付条件変更後においても強圧性が排除されているものと考えられること等その他の公正性担保措置が十分に講じられていることを踏まえれば、本取引においては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことについても、不合理なものではないと考えられ、本取引に係る手続の公正性が認められること

(変更前)

- (3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、対象者は公開買付者の子会社ではなく、また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されていないため、本公開買付けを含む本取引は経済産業省が 2019 年 6 月 28 日に公表した「公正な M&A の在り方に関する指針」の対象である支配株主による従属会社の買収やマネジメント・バイアウト (MBO) 取引には該当しません。もっとも、公開買付者及び対象者は、公開買付者が本取引を通じて対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的としており、また、公開買付者は対象者株式 1,703,500 株（所有割合：28.26%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としていること（本公開買付けは、東京証券取引所の有価証券上場規程における「MBO 等」に該当するため、対象者において、特別委員会からの意見の入手を含む同規程の企業行動規範に定める手続の実施が求められます。）及び対象者の役員に公開買付者の

役職員を兼任する者が存在することから、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、利益相反を回避する観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、それぞれ以下のような措置を実施しました。なお、以下の記載のうち対象者において実施した措置等については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

＜中略＞

③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

＜中略＞

D 総括

上記の検討の結果、本特別委員会は、上記A記載のとおり、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的には正当性・合理性が認められ、上記B及びC記載のとおり、対象者の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の公正性・妥当性及び手続の公正性も認められると判断した。したがって、(a) 本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当かつ合理的なものと認められるとともに、(b) 本公開買付けを含む本取引において、本公開買付けにおける買付価格を含む本取引の条件の妥当性及び手続の公平性は確保され、対象者の一般株主の利益への配慮がなされていると考えられることから、対象者取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者に対し、本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると考え

る。

また、上記のとおり、①本取引の目的の正当性・合理性（本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含む。）、②本取引の条件の公正性・妥当性（企業価値の増加分が一般株主に公正に分配される取引になっているかを含む。）、③本取引に係る手続の公正性が認められることから、本取引を行うことは、対象者の一般株主にとって公正であると考えられる。

＜中略＞

⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、シティニューワ法律事務所から得た法的助言、大和証券から得た財務的見地からの助言、対象者株式価値算定書の内容、本特別委員会から入手した本答申書、公開買付者との間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容並びにその他の関連資料を踏まえ、公開買付者による本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年8月8日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することを決議しているとのことです。

上記の対象者取締役会においては、対象者が公開買付者の持分法適用関連会社であり、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、対象者取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、対象者の取締役9名のうち、財津裕真氏については過去に公開買付者の執行役員であったこと、永富薫氏については公開買付者の出身者であること、岡田靖氏については現時点で公開買付者の執行役員等を兼務していること及び小川尚氏については公開買付者の大株主の出身者であることから、これらの4名を除く5名の取締役において審議のうえ、全員一致により上記の決議を行っているとのことです。また、上記の取締役会には、監査役3名全員が出席し、出席した監査役の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。

また、対象者の取締役のうち、財津裕真氏、永富薫氏、岡田靖氏及び小川尚氏の4名は、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記取締役会を含む本取引に

係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、対象者の立場で本取引の協議及び交渉に参加していないとのことです。

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長期の 45 営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を妨げないこととすることにより、もって本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性も担保することを企図しております。

⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) を上回る買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を 2,308,100 株（所有割合：38.29%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,308,100 株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。なお、買付予定数の下限（2,308,100 株、所有割合：38.29%）は、潜在株式勘案後株式総数（6,027,638 株）から、公開買付者が所有する対象者株式の数（1,703,500 株）を控除した株式数（4,324,138 株）を 2 で除した株式数（2,162,069 株（小数点以下切上げ）、所有割合：35.87%。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数）を上回っております。

これにより、対象者の一般株主の皆様を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様が過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

⑨ 強圧性の排除

公開買付者は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、対象者株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全て（ただし、公開買付者が所有する本新株予約権を除きます。）の株式等売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む、本臨時株主総会（下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に定義されます。）の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 株式等売渡請求又は株式併合をする際に、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して交付される金銭は、本公開買付価格に当該各株主（ただし、公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数を乗じた価格又は本新株予約権買付価格に当該各新株予約権者の所有する本新株予約権の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

(変更後)

(3) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、対象者は公開買付者の子会社ではなく、また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されていないため、本公開買付けを含む本取引は経済産業省が2019年6月28日に公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」の対象である支配株主による従属会社の買収やマネジメント・バイアウト(MBO)取引には該当しません。もっとも、公開買付者及び対象者は、公開買付者が本取引を通じて対象者株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的としており、また、公開買付者は対象者株式1,703,500株(所有割合:28.26%)を所有し、対象者を持分法適用関連会社としていること(本公開買付けは、東京証券取引所の有価証券上場規程における「MBO等」に該当するため、対象者において、特別委員会からの意見の入手を含む同規程の企業行動規範に定める手続の実施が求められます。)及び対象者の役員に公開買付者の役職員を兼任する者が存在することから、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、利益相反を回避する観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、それぞれ以下のような措置を実施しました。なお、公開買付者は、本買付条件変更を経て、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定しておりません。もっとも、公開買付者は、本日現在、対象者株式を1,703,500株(所有割合:28.26%)所有しているところ、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考えております。また、以下の①から⑧までの措置が講じられていることから、対象者の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち対象者において実施した措置等については、対象者プレスリリース、変更後対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

＜中略＞

③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

＜中略＞

D 総括

上記の検討の結果、本特別委員会は、上記A記載のとおり、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的には正当性・合理性が認められ、上記B及びC記載のとおり、対象者の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の公正性・妥当性及び手続の公正性も認められると判断した。したがって、(a)本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当かつ合理的なものと認められるとともに、(b)本公開買付けを含む本取引において、本公開買付けにおける買付価格を含む本取引の条件の妥当性及び手続の公平性は確保され、対象者の一般株主の利益への配慮がなされていると考えられることから、対象者取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者に対し、本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると考え

る。
また、上記のとおり、①本取引の目的の正当性・合理性(本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含む。)、②本取引の条件の公正性・妥当性(企業価値の増加分が一般株主に公正に分配される取引になっているかを含む。)、③本取引に係る手続の公正性が認められることから、本取引を行うことは、対象者の一般株主にとって公正であると考えられる。

その後、本特別委員会は、2025年10月6日、公開買付者から本買付条件変更に係る提案を受け、2025年10月9日、同月14日及び同月16日に特別委員会を開催し、同月16日に、対象者の取締役会に対して、本買付条件変更を前提としても、上記答申内容を維持することができるもの

と考える旨の概要以下の内容の 2025 年 10 月 16 日付追加答申書を提出しているとのことです。

(ア) 追加答申内容

本買付条件変更及び 2025 年 8 月 7 日以降、2025 年 10 月 15 日までの事情を勘案しても、2025 年 8 月 8 日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことから、同日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がないことを答申する。

(イ) 追加答申理由

A 本取引の目的の正当性・合理性

- (a) 本買付条件変更は、本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げるものであり、公開買付者が対象者の非公開化を行うという目的には変更がないことから、本取引の目的に影響を与えるものではないと考えられる。
- (b) 対象者によれば、2025 年 8 月 7 日以降、本取引に影響を及ぼし得るような状況変化は発生していないとのことであり、同日以降、本取引が対象者の企業価値の向上に資するかどうかの判断に重大な影響を与えるような事情が生じていないと考えられる。
- (c) 上記 (a) 及び (b) を踏まえると、本買付条件変更後も本取引の目的の正当性・合理性は認められると考えられる。

B 本取引の条件の公正性・妥当性

- (a) 公開買付者によれば、本買付条件変更に伴い、本公開買付価格 4,140 円は変更しないとのことである。この点につき、対象者によれば、2025 年 8 月 7 日以降、対象者の企業価値に影響を与える重要な状況変化は発生しておらず、対象者が作成し、株式価値算定の前提とされた対象者の事業計画を変更すべき事情は生じていないとのことであり、大和証券が対象者に提出した 2025 年 8 月 7 日付株式価値算定書の内容は引き続き有効であると認められる。
- (b) 本買付条件変更により、金銭を対価とした公開買付け及びその後の株式等売渡請求又は株式併合によるスクイーズアウトを行う方法による二段階買収という方法に変更はなく、対価の種類を含む本取引の方法に不合理な点は認められない。
- (c) 上記 (a) 及び (b) を踏まえると、本公開買付けの公表以降、対象者株式の市場株価が 4,140 円を上回って推移している期間があるものの、本公開買付価格を 4,140 円とすることは引き続き合理性が認められること、及び対価の種類を含む本取引の方法に不合理な点は認められないことに照らせば、対象者の一般株主の利益を図る観点から、本取引の条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられる。

C 本取引に係る手続の公正性

- (a) 本買付条件変更の検討において、本特別委員会は、対象者及び公開買付者から検討に必要な情報を取得し、公開買付者グループ、対象者グループ及び本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券並びにリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所からの専門的助言等を取得した上で、本買付条件変更について協議及び検討を行ったことから、特別委員会が有効に機能したものと考えられる。
- (b) 対象者において、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、財津裕真氏、永富薫氏、岡田靖氏及び小川尚氏は本取引に特別の利害関係を有する取締役として、本買付条件変更の検討・交渉過程から除外し、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉に一切参加していない。また、当該 4 名の取締役は、今後開催される本取引に関する取締役会に関しその審議及び決議にも参加しない予定であることを確認している。
- (c) 本買付条件変更後も引き続き、本取引の公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を公開買付者と同様の条件の下で行うことが可能な環境が確保されており、いわゆる間接的な

マーケット・チェックが行われるものと認められる。

- (d) 本特別委員会は、本買付条件変更について、充実した情報開示が予定されていることを確認しており、本公開買付けにおいては、引き続き少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められる。
- (e) 本買付条件変更後も引き続き本公開買付けに応募しない株主に株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されないスキームは採用されておらず、以下の点を考慮すれば、本公開買付けが成立した場合に対象者株式の非公開化が実現されない可能性は相当程度低いと認められ、かつ対象者の株主及び新株予約権者に対し、詳細な開示が予定されていることからすれば、本買付条件変更後においても強圧性が排除されているものと考えられる。
- (i) 公開買付者が所有する株式数（1,703,500株）に係る議決権数（17,035個）及び対象者取締役が所有している譲渡制限付株式数（7,172株）に係る議決権数（68個）は、本公開買付け後の株主総会におけるスクイーズアウト（株式併合）に係る議案に賛成することが確実な議決権数（17,103個）として考えられる。
- (ii) 潜在株式勘案後株式数に係る議決権数（60,276個）から公開買付者が保有する議決権数（17,035個）及び本公開買付けへの不応募の可能性が高い株主が保有する議決権数（11,370個）を差し引いた議決権数31,871個に、対象者の過去5事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値である76.09%（2022年）を乗じた議決権数（24,250個）に、公開買付者が保有する議決権数（17,035個）及び本公開買付けへの不応募の可能性が高い株主が保有する議決権数（11,370個）を合算した議決権数（52,655個）は、過去5事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の平均値ではなく、最大値であること及び当該議決権行使比率には公開買付者が行使した議決権数が含まれることを勘案すれば、本公開買付け成立後のスクイーズアウト（株式併合）に係る株主総会において行使される議決権数を一定程度上回る水準であるという評価も可能であり、当該議決権数に3分の2を乗じた議決権数（35,104個）は、スクイーズアウト（株式併合）に係る議案を承認可決できる議決権数を一定程度上回ることが合理的に見込まれる水準であると考えられる。
- (iii) 上記（i）のとおり、本公開買付け後の株主総会におけるスクイーズアウト（株式併合）に係る議案に賛成することが確実な議決権数は17,103個であるところ、公開買付者が本買付条件変更後の買付予定数の下限（1,800,100株）に係る議決権数（18,001個）を取得することによって、35,104個の議決権数を保有することになり、上記（b）記載のスクイーズアウト（株式併合）に係る議案を承認可決できる水準に至ることから、スクイーズアウト（株式併合）に係る議案が承認可決される蓋然性が高いものと考えられる。
- (iv) したがって、上記の（i）乃至（iii）に鑑みれば、本買付条件変更後によって、買付予定数の下限を1,800,100株とした場合であっても、本公開買付け成立後のスクイーズアウト（株式併合）に係る株主総会において、3分の2以上の賛成を確保できる見込みがあると考えられる。
- (v) なお、上記の点以外に、株主総会においてスクイーズアウト（株式併合）に係る議案が可決されない場合であっても、公開買付者において、対象者株式の非公開化を行う方針であるため、本公開買付けへの応募状況、当該時点における対象者株主の所有状況・属性、対象者株式の市場株価の動向も踏まえた上で、スクイーズアウト（株式併合）に係る議案が対象者の株主総会において現実的に可決される水準に至るまで、実務上可能な限り速やかに、市場内外での買付け等を含めた公開買付者として合理的かつ実務的に可能な方法により対象者株式を追加取得する方針であることを確認している。また、当該追加取得に係る取得価格につい

ては、本公開買付価格（4,140 円）を上回る価格とすることは予定していないものの、本公開買付価格（4,140 円）と比較して、当該追加取得に応じて売却する対象者の普通株主にとって経済的に不利益と評価されることのない合理的な価格（対象者が株式併合又は株式分割を実施する等、調整を要する事象が発生しない限り、本公開買付価格（4,140 円）と同額）とする方針であることを確認している。

(f) 本買付条件変更により、本取引においては、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティを下回る買付予定数の下限が設定されることになる（本買付条件変更後の買付予定数の下限である 1,800,100 株（所有割合：29.86%）は、本公開買付者と重要な利害関係者を有さない対象者の株主が所有する対象者株式の数の過半数（所有割合：35.87%。マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する数）を下回っている。）が、上記（a）乃至（e）の他の公正性担保措置が十分に講じられていることを踏まえれば、本取引においては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことについても、不合理なものではないと考えられる。

D 総括

上記の検討の結果、本特別委員会は、上記のとおり、本買付条件変更後も、(a) 本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当かつ合理的なものと認められるとともに、(b) 本公開買付けを含む本取引において、本公開買付けにおける買付価格を含む本取引の条件の妥当性及び手続の公平性は確保され、対象者の一般株主の利益への配慮がなされていると考えられることから、引き続き、対象者取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び新株予約権者に対し、本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると考えられる。

また、①本取引の目的の正当性・合理性（本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含む。）、②本取引の条件の公正性・妥当性（企業価値の増加分が一般株主に公正に分配される取引になっているかを含む。）、③本取引に係る手続の公正性が認められることから、本条件変更後を踏まえても、本取引を行うことは、対象者の一般株主にとって公正であると考えられる。

以上のとおり、本特別委員会は、2025 年 8 月 8 日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がないことを答申する。

＜中略＞

⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、シティユーワ法律事務所から得た法的助言、大和証券から得た財務的見地からの助言、対象者株式価値算定書の内容、本特別委員会から入手した本答申書、公開買付者との間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容並びにその他の関連資料を踏まえ、公開買付者による本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025 年 8 月 8 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することを決議しているとのことです。

その後、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025 年 10 月 16 日開催の対象者取締役会において、本買付条件変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見並びに対象者の株主及び本新株予約権者に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決定した

とのことです。

上記 2025 年 8 月 8 日及び 2025 年 10 月 16 日開催の対象者取締役会においては、対象者が公開買付者の持分法適用関連会社であり、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、対象者取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、対象者の取締役 9 名のうち、財津裕真氏については過去に公開買付者の執行役員であったこと、永富薫氏については公開買付者の出身者であること、岡田靖氏については現時点で公開買付者の執行役員等を兼務していること及び小川尚氏については公開買付者の大株主の出身者であることから、これらの 4 名を除く 5 名の取締役において審議のうえ、全員一致により上記の決議を行っているとのことです。また、上記の取締役会には、監査役 3 名全員が出席し、出席した監査役の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べているとのことです。

また、対象者の取締役のうち、財津裕真氏、永富薫氏、岡田靖氏及び小川尚氏の 4 名は、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記取締役会を含む本取引に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、対象者の立場で本取引の協議及び交渉に参加していないとのことです。

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長期の 55 営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を妨げないこととすることにより、もって本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性も担保することを企図しております。

⑧ 強圧性の排除

公開買付者は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、対象者株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全て（ただし、公開買付者が所有する本新株予約権を除きます。）の株式等売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む、本臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 株式等売渡請求又は株式併合をする際に、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対価として交付される金銭は、本公開買付価格に当該各株主（ただし、公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数を乗じた価格又は本新株予約権買付価格に当該各新株予約権者の所有する本新株予約権の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにしていることから、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(変更前)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者のみとすることを目的として、本スクイーズアウト手続を行うことを企図しております。

<中略>

② 株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、本日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2025年12月下旬を予定しています。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。

<後略>

(変更後)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者のみとすることを目的として、本スクイーズアウト手続を行うことを企図しております。

なお、公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの成立後において公開買付者が実質的に所有する対象者株式に係る議決権数が対象者の総株主の総議決権数の3分の2を下回る場合においても本臨時株主総会において株式併合に係る議案が可決される蓋然性は高いと考えていることから、かかる場合であっても本臨時株主総会を開催することを対象者に要請する予定です。また、公開買付者としては、本公開買付けの成立後、万が一、本臨時株主総会において株式併合に係る議案が可決されない場合であっても、対象者株式の非公開化を行う方針であるため、本公開買付けへの応募状況、当該時点における対象者株主の所有状況・属性、対象者株式の市場株価の動向も踏まえた上で、株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に可決される水準に至るまで、実務上可能な限り速やかに、市場内外での買付け等を含めた公開買付者として合理的かつ実務的に可能な方法により対象者株式を追加取得する方針です。また、かかる追加取得に係る取得価格については、本公開買付価格（4,140円）を上回る価格とすることは予定していないものの、本公開買付価格（4,140円）と比較して、当該追加取得に応じて売却いただく対象者株主にとって経済的に不利益と評価されることのない合理的な価格（対象者が株式併合又は株式分割を実施する等、調整を要する事象が発生しない限り、本公開買付価格（4,140円）と同額）とする方針です。公開買付者は、かかる追加取得の結果、株式併合に係る議案の可決が合理的に可能と見込まれると判断した場合（なお、本臨時株主総会における株式併合に係る議案への反対の議決権数等を踏まえて判断する予定です。）、対象者に対し、改めて株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を要請する予定です。

<中略>

② 株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、本日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2026年1月中下旬を予定しています。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。

＜後略＞

2. 買付け等の概要

（3）日程等

② 届出当初の買付け等の期間

（変更前）

2025年8月12日（火曜日）から2025年10月16日（木曜日）まで（45営業日）

（変更後）

2025年8月12日（火曜日）から2025年10月30日（木曜日）まで（55営業日）

（6）買付予定の株券等の数

（変更前）

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	4,324,138（株）	<u>2,308,100</u> （株）	－（株）
合計	4,324,138（株）	<u>2,308,100</u> （株）	－（株）

（注1） 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,308,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,308,100株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

＜後略＞

（変更後）

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	4,324,138（株）	<u>1,800,100</u> （株）	－（株）
合計	4,324,138（株）	<u>1,800,100</u> （株）	－（株）

（注1） 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,800,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,800,100株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

＜後略＞

（9）決済の方法

② 決済の開始日

（変更前）

2025 年 10 月 22 日（水曜日）

（変更後）

2025 年 11 月 6 日（木曜日）

（10）その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

（変更前）

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,308,100 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（2,308,100 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（変更後）

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,800,100 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,800,100 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

4. その他

（1）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同

（変更前）

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025 年 8 月 8 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

対象者の意思決定の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「（3）本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

（変更後）

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025 年 8 月 8 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

また、変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025 年 10 月 16 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

対象者の上記 2025 年 8 月 8 日付及び 2025 年 10 月 16 日付の各意思決定の詳細については、対象者プレスリリース、変更後対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「（3）本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいたうえで、株主及び新株予約権者ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者及び対象者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

公開買付者は、本公開買付けが、適応される米国の法令及び各種規制を遵守するものとして実施できない限り、本公開買付けを、米国において若しくは米国に向けて又はいかなる米国人（米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）レギュレーション S に規定される「米国人」を意味します。以下、本項において同じです。）に対しても行いません。その場合、米国から若しくは米国内における、若しくは米国内に存在若しくは居住する者による、又は米国人の計算において若しくはその利益のために活動するいかなる者による、本公開買付けに対する対象者の株券等の応募は、いかなる用法、方法若しくは手段による又はいかなる施設を通じて行われるものであっても行うことはできません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。